（安全管理官）

第一条の二　東京航空局及び大阪航空局に、それぞれ安全管理官一人を置く。

2　安全管理官は、命を受けて、地方航空局の所掌事務に関する航空の安全の確保に関する特定事項に係るものを整理する。

（技術管理官）

第一条の三　東京航空局及び大阪航空局に、それぞれ技術管理官一人を置く。

2　技術管理官は、命を受けて、地方航空局の所掌事務に関する国の直轄の事業（委託によるものを含む。以下同じ。）に関する技術及び管理の改善に関する特定事項に係るものを整理する。

（空港経営改革調整官）

第一条の四　東京航空局に、空港経営改革調整官一人を置く。

2　空港経営改革調整官は、命を受けて、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）の管理における民間の能力の活用の推進に関する特定事項に係るものを整理する。

（総務部の所掌事務）

第二条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　地方航空局の行う入札及び契約に関すること。

八　国の直轄の事業についての入札及び契約の技術的な事項に係る審査及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

九　国の直轄の事業の工事の検査に関すること。

十～十六　（略）

（空港部の所掌事務）

第三条　空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の設置及び管理に関すること（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るもの並びに保安部の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　地方航空局の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び車両の保守に関すること（保安部の所掌に属するものを除く。）。

（保安部の所掌事務）

第四条　保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十一　（略）

二十二　航空保安用電気通信施設及び航空灯火の用に供する予備電源設備の工事、運用及び保守に関すること。

（総務部に置く課等）

第五条　総務部に、次の七課を置く。

総務課
航空振興課
人事課
経理課
契約課
管財調達課
安全企画・保安対策課

（新設）

（新設）

（新設）

（総務部の所掌事務）

第二条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

七～十三　（略）

（空港部の所掌事務）

第三条　空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）の設置及び管理に関すること（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るもの並びに保安部の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　地方航空局の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び車両の保守に関すること。

（保安部の所掌事務）

第四条　保安部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十一　（略）

（新設）

（総務部に置く課等）

第五条　総務部に、次の六課を置く。

総務課
航空振興課
人事課
経理課
管財調達課
安全企画・保安対策課